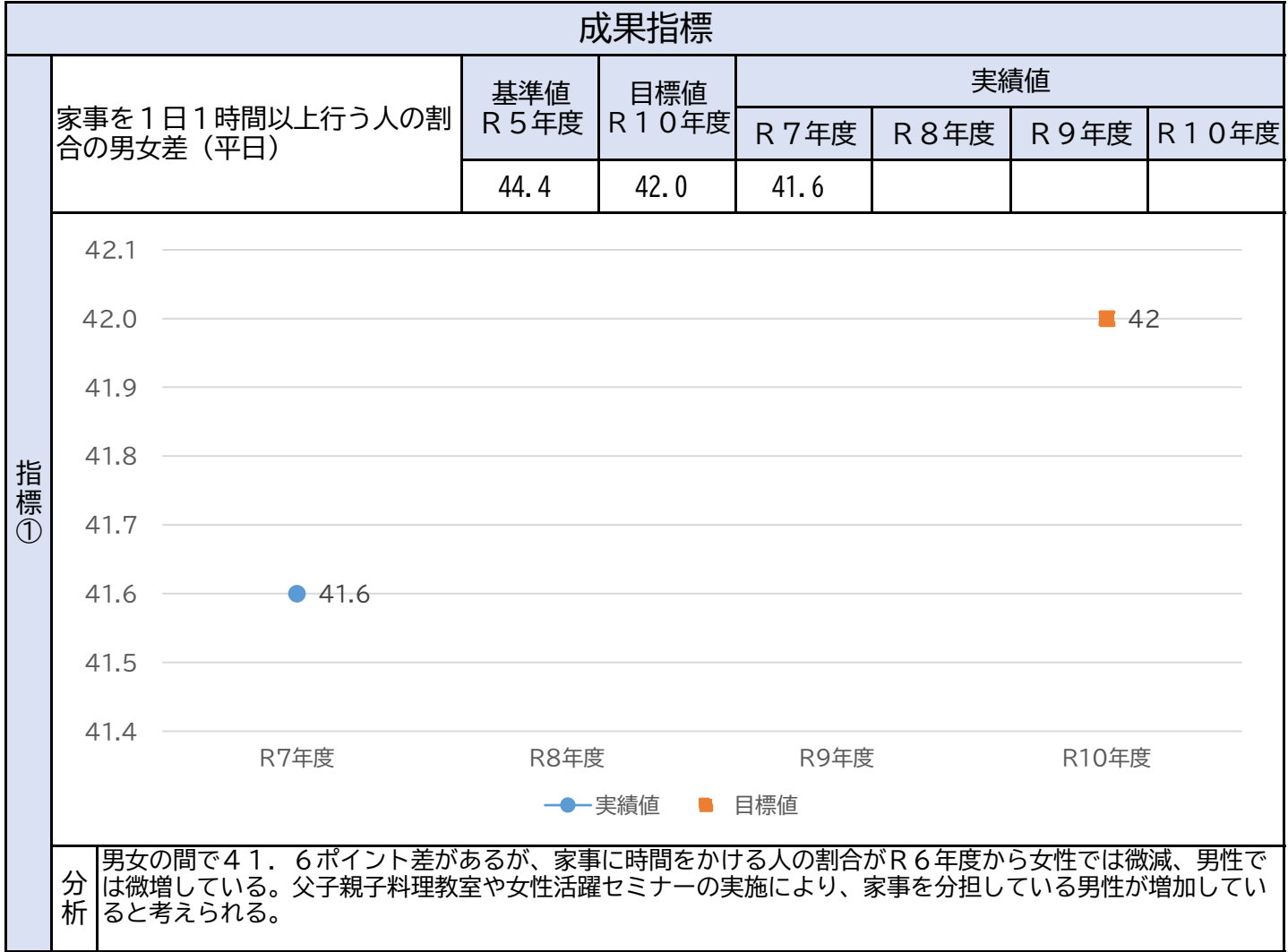


令和8年度 施策評価シート《佐賀市未来共創プラン》

政 策		07 コミュニティ		ひと×ひとで多様に彩るまち				
佐賀市には、暮らす人々がふれあい、つながり合う、あたたかい地域性があります。 この佐賀らしさをもっと磨き上げ、みんなが自分らしく輝き、彩りあふれるまちにしていける。そのために、みんなの個性や生まれ持つ権利、多様性を尊重し、市民が互いに支え合いながら、一緒に豊かなコミュニティをつくることを目指します。 わたしたちは、みんなが参加しやすく、心地よい暮らしを実現するための仕掛けづくりに積極的に取り組んでいきます。								
2040年に目指す市民等の姿《総合計画》								
1 幅広い世代、地域、企業などのさまざまな主体は、積極的に参加と協働のまちづくりに取り組んでいる。 2 市民は、一人ひとりの個性や価値観を生かし、自分らしく幸せに暮らしている。 3 市民は、国籍に関わらず言語や文化、生活習慣などの違いを認め合い、地域社会の一員として活躍している。								
重点ポイント				目指す姿や重点ポイントと現状のギャップ				
・市民等が主体となってまちづくりに参加していること ・個性や生き方等の違いを認め合い、自分を大切にすると同時に互いを思い合っていること ・地域に外国人を受け入れる機運が醸成されていること			➡	・高齢化等により、住民自身で地域課題を解決する力が低下していく。 ・社会の変化に応じてライフスタイル等が多様化している。 ・女性が日常生活又は社会生活において、女性であることによりさまざまな困難に直面することがある。 ・同じ地域で暮らす外国人に対して、お互いの文化や生活習慣等の違いを理解し、尊重し合うことが求められている。				
政策のゴール	地域の行事や活動、ボランティア活動などのまちづくり活動に参加している市民の割合		基準値	目標値	実績値			
			R 5年度	R 10年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度
			-	40.0%	65.3%			
	70.0%							
	60.0%		● 65.3%					
	50.0%							
	40.0%		■ 40.0%					
	30.0%							
	20.0%							
	10.0%							
0.0%								
		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度			
		● 実績値		■ 目標値				

施 策	07-2 自分らしく幸せに暮らし、支え合う社会の実現	施策統括責任課	男女共同参画課
関係課	人権・同和政策課、男女共同参画課、こども家庭課		
重点的に取り組む施策の方向性			
・さまざまな個性や価値観、生まれや性別、文化や生活習慣が異なる全ての人が違いを認め、自分を大切にしながら互いを思い合い、自分らしく幸せに暮らせるまちの実現を目指します。 ・人権教育・啓発を推進し、部落問題等のさまざまな人権問題の解決に向けた取組を行います。 ・Well-Being指標における主観「多様性と寛容性」が低く、これは、女性や若者が活躍しにくい等のアンケート結果に基づいています。「ジェンダー平等があたりまえの社会」の実現に向けた取組を推進するなど、さまざまな角度から多様性への取組を推進します。			
《総合評価》総括と今後の主な取組			
これまで差別や偏見、ジェンダーギャップなどの解消を目的とした啓発や研修等を通じて、市民の理解を深め、意識や行動の変容を図ってきた。 人権問題について理解が深まった人の割合は90%を超えており、市民への人権意識の定着が進んでいる。 また、市民への啓発や研修とあわせて、女性向けの相談体制を構築してきたことで、性別にとらわれず、社会で活躍できる環境づくりを進めてきた。 その結果、佐賀市の審議会等への女性参画率は45%前後を維持し、また、佐賀市役所内でも、男性職員の育休取得率が令和7年度には91.4%に上るなど、ジェンダー平等があたりまえの社会の実現に向けて着実に進展している。 一方で、価値観の多様化や社会の変化に伴い、外国人の人権や性的マイノリティへの理解促進、ワーク・ライフ・バランスの推進などの課題も広がっている。また、性別による固定的な役割分担意識など、無意識の思い込みを社会全体で解消していくためには継続的な啓発が必要となる。 誰もが自分らしく暮らせるまちを実現していくため、ジェンダー平等や人権・同和問題などを個別の課題として捉え、周知していくだけでなく、一体的に学習機会や啓発を提供していくことで、市民一人ひとりの理解を深め、行動につながる意識の醸成を図る。			
年度別 主な取組内容			
R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 1 0 年度
●人権教育・啓発推進に関する各種研修会及び講演会の開催 22,383千円（参加者10,075人） ●男女共同参画に関する各種講座開催 13,608千円（参加者678人） ●女性活躍推進セミナー 4,443千円（参加者334人） ●男性の家事・育児参画推進事業 3,000千円（料理教室に参加した親子63組142人/企業向けセミナー参加者42人） ●女性相談事業 7,870千円（相談件数1,713件）			



重点的に取り組む事業 ①

差別や偏見をなくすための啓発や研修等の取組

成果	
----	--

【人権ふれあい学級録画配信サポート事業】

人権・同和問題について学習する機会を提供するため、人権ふれあい学級を12講座開催し、657人が参加した。また、受講のハードルを下げるため12講座のうち4講座を録画配信したことで、一つの講座に117人の申込があるなど受講しやすい環境の整備につながった。

【社会人権・同和教育指導員講師派遣事業】

6名の指導員を講師として市内全域に派遣し、学校・企業・公民館分館など幅広い場で学習機会を提供した。令和7年度の指導員による研修会の派遣状況…153箇所（参加者数 5,607人）

問題点とその要因

人権ふれあい学級の受講単位や受講者の地区に偏りがあり、また、人権・同和教育指導員の派遣回数もコ
コナ禍前の水準に戻っておらず、市民に学習・教育の機会を十分に提供できていない。

共働き世帯や就労する高齢者の増加など、労働環境やライフスタイルの変化により、地域活動として研修に参加する機会が減っていることが要因として考えられる。

今後の取組方針

参加者の満足度・理解度は高い水準を維持していることから、今後は新たな受講者への働きかけと受講機会の充実が重要である。このため、PTAや学校、企業等との連携を強化し、若年層や働く世代への周知を充実させるとともに、録画配信講座の活用を促進し、時間や場所にとらわれず受講できる環境を充実させる。

また、学校・PTA・企業・地域団体それぞれの対象や課題に応じた講師派遣を積極的に提案する。特に企業への講師派遣制度の周知を強化し、働く世代への人権学習の機会の充実を図ることで、市民の人権意識の高揚につなげていく。

主な重点取組事業

重点的に取り組む事業 ②	
--------------	--

男女共同参画に関する講座や、ワーク・ライフ・バランスに関する研修会等による、ジェンダーギャップ解消のための取組

成果

【男女共同参画啓発・推進事業】

性別に関わりなく一人ひとりの考え方や生き方の多様性を認める視点を養うことを目的として、市民や事業所等に対し、啓発する講座を15回実施し、678人が参加した。

【女性活躍推進事業】

女性が自身のキャリア形成に向けて将来像を描き、その実現に向けた行動につなげるため、ワークショップやロールモデルとの交流を取り入れたセミナー等を計6回開催し、334人が参加した。

【男性の家事・育児参画推進事業】

男性の家事・育児参画推進のための父子料理教室には63組、142人が参加。男性の育児休業取得推進のための企業向けセミナーには42人が参加した。

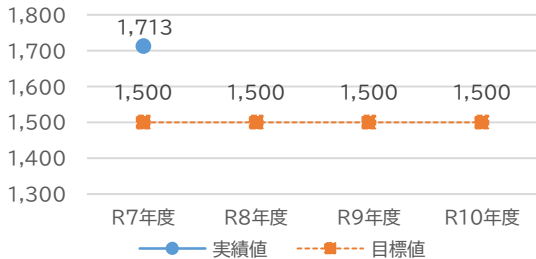
問題点とその要因

女性の審議会等への参画率については全体として目標を達成しているものの、分野ごとに偏りが見られる。こうした偏りの背景には、性別による固定的な役割分担意識や、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が社会に根強く残っており、それらが女性の参画を妨げる要因の一つとなっていることがうかがえる。

今後の取組方針

今後とも各種研修や講座を継続的に実施するとともに、あらゆる啓発の機会を捉えた積極的な情報発信を展開する。また、社会のあらゆる分野や方針決定の場における女性の参画拡大を推進するため、積極的なアプローチや環境改善を働きかけ、誰もが個性と能力を十分に発揮できる環境を整える。

主な重点取組事業

重点的に取り組む事業 ③										
女性相談支援員の配置による女性保護の取組										
成果										
女性相談支援員2人を配置し、生活又は環境上（配偶者等からの暴力を含む）保護を必要とする女性からの相談に応じて、指導や助言を行った。（相談件数 1, 713件、うちDV関連 579件） 相談内容は、離婚や生活困窮、DV相談など多岐にわたっていることが多く、県や市の関連部署等との連携を図り、必要に応じて同行支援を実施した。										
問題点とその要因										
相談内容が多岐にわたることから、一人ひとりの状況に応じた十分な対応が難しい場面がある。 その要因として、コロナ禍など社会情勢の変化に伴い、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭環境の破綻など女性が抱える課題が複雑化、多様化、複合化していることが考えられる。										
今後の取組方針										
相談内容は複雑化・多様化していることから、個々の相談内容に応じた支援及び関係機関との連携を継続して実施する。加えて相談窓口の周知やSNS等の活用など、相談体制の強化を進める。また、相談対応においては、妊娠・出産から子育てまで関連することが多いことから、こども家庭センターの機能を活かしなが ら切れ目ない相談支援の体制を推進する。										
主な重点取組事業										
1	事業名		女性相談事業							
	担当課		こども家庭課		事業期間		昭和 40 年度 ～ 令和 年度			
	事業概要・目的		女性相談支援員を2名配置し、離婚やDVに関する相談や、様々な困難な問題を抱えている女性からの相談に応じて指導・助言を行い、関係機関との連携を図りながら支援を行う。							
	該当年度取組実績		令和7年度女性相談実績 女性相談延べ件数：1, 713件（うちDV関連579件、離婚629件、養育148件、家庭内の問題150件など）							
	成果	指標	女性相談延べ件数			単位	件			
		年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度				
		目標値	1,500	1,500	1,500	1,500				
		実績値	1,713							
		達成状況	達成している							
	決算額	年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度				
		総事業費	7,870千円							
		うち市費	4,280千円							
(※職員人件費は含まない) (千円)										